

証券コード 6597
2021年9月14日

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
HPCシステムズ株式会社
代表取締役 小 野 鉄 平

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年9月28日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階（ホール4B）
TKPガーデンシティPREMIUM田町
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
第16期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.hpc.co.jp>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会の運営方法について変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.hpc.co.jp>) の発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいのうえご来場くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
- ・会場では、マスクの着用やアルコール消毒へのご協力をお願い致します。**マスクを着用しない株主様は、入場をお断りさせていただく場合がございます。**
- ・**会場入り口付近で検温させていただき37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、及び海外から帰国されて14日間経過していない方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。**なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・当社関係者を含め株主総会参加者の新型コロナウイルス感染症への感染が明らかになった場合、会場側からの要請により、参加者の氏名及び連絡先を保健所等関係機関に提出いたします。なお、参加者の個人情報は本目的以外には使用いたしません。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項（監査報告を含む）の詳細な説明は省略させていただく予定であります。株主の皆様におかれましては、事前に招集通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会へのご出席による議決権行使



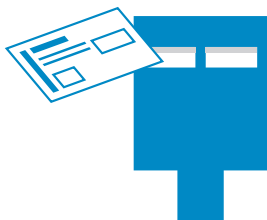
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年9月29日（水）午前10時

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

●書面（郵送）による議決権行使



同封の
議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただき
ご返送ください。

行使期限

2021年9月28日（火）
午後6時到着分まで

●インターネットによる議決権行使



当社指定の
議決権行使ウェブサイト
にて各議案に対する賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年9月28日（火）
午後6時受付分まで

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. QRコード読み取りによる議決権行使について

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内に従ってご入力ください。(ID・パスワードのご入力不要です。)
- (2) QRコード読み取りによる議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による議決権行使について

- (1) 議決権行使ウェブサイト(下記URL)へアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙裏面の左片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード(株主様に変更されたものを含みます)は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) QRコード読み取りによる議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、当社の株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日9:00~21:00)

- (注) 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	おのてっぺい 小野鉄平	代表取締役
2	再任	はせがわまき 長谷川真樹	取締役HPC事業部長
3	再任	せきひろゆき 関浩行	取締役CTO事業部長
4	再任	さいとうまさやす 齋藤正保	取締役HPC事業部 営業統括
5	再任	しもかわけんじ 下川健司	取締役管理部長
6	再任	あらいかずよし 新井一善	取締役CTO事業部 営業統括
7	再任	ふるやかずひこ 古屋和彦	取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
1	おの てっぺい 小野 鉄平 (1974年 1月5日)	2000年 8 月 State Street Bank and Trust Company入行 2006年 5 月 プロサイド株式会社入社 2006年 9 月 当社設立により当社に移籍 当社コーポレート本部長兼CFO 2007年12月 当社代表取締役 2012年11月 当社取締役会長 2012年12月 株式会社アドテック (現株式会社AKIBAホールディングス) 代表取締役社長 2015年 9 月 当社代表取締役(現任)	株 98,000	無
(選任理由) 同氏は、当社の代表取締役に就任以来、豊富な経験を活かしつつ、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社の成長に力を尽くしてきました。今後さらに当社の成長のために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。				
2	はせがわ まき 長谷川 真樹 (1972年 1月11日)	1990年 4 月 株式会社テクノサービス入社 2000年10月 株式会社エッチ・アイ・ティー入社 2006年 9 月 当社設立により当社に移籍 2008年 9 月 当社HPC事業部長 2009年 7 月 当社SEサービス&サポート本部長 2010年 6 月 当社取締役HPC事業部長(現任)	株 30,000	無
(選任理由) 同氏は、当社の取締役に就任以来、長年にわたりHPC技術に携わった経験を活かし、HPC事業を拡大していく原動力となってきました。今後さらに当社の成長のために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
3	せき ひろゆき 関 浩行 (1971年 7月4日)	1993年 4月 株式会社亢建築事務所入所 2004年 6月 プロサイド株式会社入社 2006年 9月 当社設立により当社に移籍 2008年12月 当社CTO事業部長 2012年 6月 当社取締役CTO事業部長 2012年11月 当社代表取締役 2015年 9月 当社取締役CTO事業部長(現任) (選任理由) 同氏は、当社の取締役に就任以来、産業用コンピュータの営業、開発、及び生産部門等の統括として、幅広い役割を担い、CTO事業の拡大に貢献してきました。今後さらに当社の成長のために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。	株 —	無
4	さいとう まさやす 齋藤 正保 (1972年 9月13日)	1997年 4月 スカイコート株式会社入社 2005年12月 株式会社エッチ・アイ・ティー入社 2006年 9月 当社設立により当社に移籍 2009年11月 当社西日本営業所長 2014年 9月 当社HPC事業部営業グループ統括 兼西日本営業所所長 2015年 9月 当社取締役HPC事業部営業グループ 統括兼西日本営業所長 2018年 6月 当社取締役HPC事業部営業統括(現任) (選任理由) 同氏は、長年にわたりHPC事業の営業に携わってまいりました。それまでの経験を活かし、2009年には京都に設立した西日本営業所を拠点に西日本方面への営業拡大を推進し、全国規模への営業拡大に尽力いたしました。今後さらに当社の成長のために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。	株 28,500	無

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
5	しもかわ けんじ 下川 健司 (1967年 10月3日)	1991年4月 株式会社タダノ入社 2001年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年1月 当社入社 コーポレート本部 ゼネラルマネージャー 2018年9月 当社取締役管理部長(現任)	株 25,000	無
(選任理由) 同氏は、長年にわたり管理業務に携わり、その経験と知識を活かし、当社の管理体制整備に貢献してきました。今後さらに当社の成長のために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。				
6	あらい かずよし 新井 一善 (1976年 11月7日)	1998年10月 マウスコンピュータージャパン株式会社 (現株式会社マウスコンピューター) 入社 2010年2月 当社入社 2019年6月 当社CTO事業部営業グループ ゼネラルマネージャー 2019年9月 当社取締役CTO事業部営業統括 (現任)	株 1,000	無
(選任理由) 同氏は、長年にわたる豊富な営業経験を有しており、当社入社以来、その経験と知識を活かし、CTO事業の営業拡大に貢献してきました。今後さらに当社の成長のために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
7	ふるや かずひこ 古屋 和彦 (1953年 4月16日)	1977年 4月 富士写真フイルム株式会社 (現富士フイルム株式会社)入社 2007年 6月 同社執行役員R&D統括本部先進 研究所解析技術センター長 2008年 6月 富士フイルムホールディングス株式 会社執行役員解析基盤技術研究所長 2013年 6月 同社取締役執行役員R&D統括本部 知的財産本部長 2014年 6月 同社取締役執行役員知的財産本部長 2018年 9月 当社取締役(現任) (選任理由及び期待される役割の概要) 同氏は、富士フイルムホールディングス株式会社において、R&D部門 の取締役として豊富な経験、及び高い見識を有しております。取締役 会の審議においては、経営や技術等に関する重要な事項に関し、これ らの経験と見識を活かし、積極的な発言・提言をいただいております。 これらのことから、独立社外取締役として、同氏に継続して当社の経 営を監督していただくことが最適と判断し、社外取締役候補者といた しました。 同氏には、企業経営に関する豊富な経験と理学博士としての学術的知 見に基づき、経営に対する監督と助言及びチェック機能の観点から社 外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。 (独立性に関する事項) 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員とし て同取引所に届け出ており、同氏が取締役にも再任され就任した場合に は、独立役員の届出を継続いたします。	株 12,500	無

- (注) 1. 取締役候補者のうち、古屋和彦氏は、社外取締役候補者であります。
2. 古屋和彦氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者古屋和彦氏につきましては、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2019年7月10日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（但し、従業員兼務取締役の従業員部分給与はこれに含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の総額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.35%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.54%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2020年9月29日開催の当社取締役会において役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、2021年8月26日開催の当社取締役会において譲渡制限付株式の割当てを前提に、当社方針を一部改訂しております。その概要は事業報告24頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

但し、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式とは異なる設計の譲渡制限付株式を、当社の使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年7月1日
至 2021年6月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により個人消費・企業活動が停滞し、世界的にはワクチン接種普及による明るい兆しはあるものの、わが国においては新型コロナウイルス感染者数の増加を受け、緊急事態宣言の発令が度重なる等、依然として先行きは不透明な状況となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、移動制限など事業活動にさまざまな制約が加わり、受注獲得までの商談期間が従来より延びてはいるものの、顧客需要は底堅く推移しており、部品の調達も大きな支障なくできていることから、当社業績への影響は比較的軽微でありました。

当社が属するコンピューティング業界においては、計算科学シミュレーション、クラウド、人工知能 (AI)、ディープラーニング、ビッグデータ処理等の技術革新に対する需要が引き続き旺盛である一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞が、業界全体にマイナスの影響を及ぼしました。経済活動の段階的な再開に伴い、大手小売業向け新規案件の獲得、大学等公的研究機関の受注増加や案件規模の拡大傾向、民間企業向けの受注も底堅く推移した他、WEBを活用した効率的な営業活動を行うことで営業経費を抑制したこともあり、第2四半期会計期間（2020年10月1日～2020年12月31日）以降、急速に業績が回復し、売上高、営業利益など各段階利益ともに過去最高の結果となりました。

顧客の旺盛な需要に対応すべく、引き続きWEBを活用した商談を積極的に推進し、効率的な営業活動を行うことで受注獲得に注力し、さらなる業績拡大を図ってまいります。

以上の結果、当事業年度における売上高は、5,828,102千円（前期比23.3%増）、営業利益676,613千円（前期比41.6%増）、経常利益665,780千円（前期比43.1%増）、当期純利益447,082千円（前期比45.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(HPC事業)

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の抑制の影響があったものの急速に需要が回復し、大学等公的研究機関向けで複数の大口案件を受注獲得した他、受注件数自体も増加しました。民間企業向けの受注も堅調に推移したことで、売上及び利益が集中する第3四半期会計期間（2021年1月1日～2021年3月31日）の業績が好調であったこと、WEBを使った効率的な営業活動で営業経費が減少したこともあり、当期の売上高とセグメント利益は、前期比で増加となりました。

以上の結果、HPC事業の売上高は3,952,732千円（前期比23.6%増）、セグメント利益は493,742千円（前期比65.3%増）となりました。

(CTO事業)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、継続顧客である医療機関における設備投資の手控え、アミューズメント機器向け出荷スライド等があったものの、半導体関連産業向け販売の回復、大手小売業向け新規大口案件の獲得等により、当期の売上高は前期比で増加となりました。一定の利益率が見込める継続顧客の比率が低下したことにより利益率は低下したものの、売上高の増加によりセグメント利益も前期比で増加となりました。

以上の結果、CTO事業の売上高は1,875,369千円（前期比22.8%増）、セグメント利益は182,870千円（前期比2.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、76,440千円であり、その主なものは、本社のベンチマーク取得用サーバの購入等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第13期 (2018年6月期)	第14期 (2019年6月期)	第15期 (2020年6月期)	第16期 (当事業年度) (2021年6月期)
売上高	4,053,088	5,395,799	4,725,289	5,828,102
経常利益	291,743	367,032	465,396	665,780
当期純利益	189,852	219,489	307,426	447,082
1株当たり当期純利益	46円99銭	54円33銭	75円37銭	107円87銭
総資産	2,022,035	2,277,072	2,654,205	3,281,530
純資産	832,636	1,053,464	1,455,331	1,732,162
1株当たり純資産額	206円10銭	260円43銭	353円00銭	416円90銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
2. 当社は、2019年7月10日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。そのため、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 成長分野への対応

最新のICT（情報通信技術）分野では、AIや機械学習の本格導入が始まり、関連市場が成長期に移行しつつあると考えております。当社がHPC事業にて推進している計算科学分野でも、AI技術を活用した研究開発活動がさまざまな課題解決に向けて広がりを見せるとともに活発化しています。

このように当社は、最先端のコンピューティング技術を活用したサービス展開を追求しています。そのために、AI、エッジコンピューティングといった最先端のコンピューティングにまつわる技術に関連技術とともに常に捕捉し、新しい技術を研究・獲得し、社内共有することで新たなサービスの開発へと結び付けていく必要があり、成長分野における新しい商機への対応を図っていく方針であります。

② 優秀な人材の確保

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力及び販売力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人材を獲得する方針であります。

③ 従業員の意欲、能力の向上

当社は、従業員に対し目標管理制度を導入しております。目標の設定など査定方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、急速なIT技術の進歩にあわせて、この変革のスピードに対応できるような人材を育成していく体制を整えることも急務であると考えております。今後はそれらを見据え、従業員一人一人への適正な評価、研修の実施や各種資格取得の推奨・補助を行うことを通じて、能力の向上を図っていく方針であります。

④ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

⑤ 認知度の向上

当社は、これまで自社WEBサイトの運営、学会、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供するサービスを顧客企業へ拡販し、当社の成長を実現するためには、当社及び提供するサービスの認知度の向上も必要であると考えております。今後も、費用対効果を見極めながら従前のインターネット、展示会に加えてマスメディア等を活用し、さらなる認知度の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

専門的な知見を求められる科学技術計算用コンピュータ事業 (HPC事業) と安定的で信頼性の高い製品供給を求められる産業用コンピュータ事業 (CTO事業) の2つの事業を展開しております。

① HPC事業

HPC事業は、科学技術計算用コンピュータに関連するソリューションの提供を行っております。計算科学の手法を用いて「理論化学」の問題を取り扱う「計算化学」という分野に強みを持っており、中でもライフサイエンス (生命科学) とマテリアルサイエンス (材料科学) 分野を重点事業領域と位置づけ、コンピュータ上で高精度に計算した材料データベースやAIなどを活用して材料開発を行うマテリアルズ・インフォマティクスのアプリケーション開発に力を入れております。

② CTO事業

CTO事業は、顧客企業の注文仕様に応じた産業用コンピュータの開発、製造及び販売を行っております。当社の産業用コンピュータは、組込コンピュータ（エンベデッド・コンピュータ）として、各種製造装置や工作機械、計測装置や検査装置の他、インフラシステムにおける監視制御、医療機器、デジタルサイネージなどに搭載され、さまざまな産業分野において活用されております。製造は国内工場で行っており、顧客メーカー毎の要望に沿った製造体制を構築し、顧客への長期継続供給を実現しております。

(7) 主要な営業所及び工場（2021年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区海岸三丁目9番15号
工 場	千葉県匝瑳市
西日本営業所	京都府京都市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
HPC技術開発センター	東京都中央区
台湾支店	中華民国 新北市

(8) 従業員の状況（2021年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92名	7名増	44.3歳	8.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均で14名（外数）であります。

(9) 主要な借入先及び借入額（2021年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	615,000千円
株式会社三井住友銀行	108,334千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Intelligent Integration Company Limited	200千米ドル	100%	システム販売事業ほか

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,160,000株
 (2) 発行済株式総数 4,233,500株
 (3) 株主数 3,941名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
菱洋エレクトロ株式会社	304,800	7.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	300,700	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託□・菱洋エレクトロ株式会社□）	290,900	7.0
ナラサキ産業株式会社	279,000	6.7
株式会社日本カストディ銀行	193,100	4.6
アズワン株式会社	145,800	3.5
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	111,900	2.7
野村信託銀行株式会社	102,500	2.5
株式会社SBI証券	99,729	2.4
小野 鉄平	98,000	2.4

(注) 1. 「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託□・菱洋エレクトロ株式会社□）」名義の株式290,900株は、菱洋エレクトロ株式会社が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については菱洋エレクトロ株式会社が指図権を留保しております。

2. 持株比率は、自己株式（79,577株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項（2021年6月30日現在）

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 2015年10月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- イ 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ロ 新株予約権の行使価額 1個につき50,000円
- ハ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は当社が承認する社外の協力者の地位を有することを要する。但し、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- (b) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (c) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えない。
- (d) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の新株予約権を行使することはできなくなる。
 - (イ) 当社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合
 - (ロ) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ハ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立もしくは滞納処分を受けた場合

ニ 新株予約権の行使期間 2017年11月1日～2025年10月22日

ホ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	120個	普通株式 60,000株	2名

② 2019年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- イ 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ロ 新株予約権の行使価額 1個につき257,000円

ハ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、監査役、従業員であることを要するものとする。但し、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合は、この限りではないものとする。
- (b) 新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続による承継は認めず、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- (c) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (d) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の新株予約権を行使することはできなくなるものとする。
- (イ) 当社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合
- (ロ) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (ハ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立もしくは滞納処分を受けた場合

ニ 新株予約権の行使期間 2021年1月24日～2028年12月25日

ホ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5個	普通株式 2,500株	1名

(注) 取締役が保有している新株予約権の2,500株は、使用人として在籍中に付与されたものです。

③ 2019年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- イ 新株予約権の払込金額 13,000円
- ロ 新株予約権の行使価額 1個につき257,000円

ハ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、当社が会社法に基づき作成した2020年6月期から2021年6月期におけるいずれかの期の損益計算書における営業利益が450百万円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の定時株主総会終了の日が属する月の翌月1日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (b) 新株予約権者は、新株予約権権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要するものとする。但し、任期満了による退任及び定年退職による場合は、この限りではないものとする。
- (c) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (d) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使は行うことができないものとする。
- (e) 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- (f) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の新株予約権を行使することはできなくなるものとする。
 - (イ) 当社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合
 - (ロ) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ハ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立もしくは滞納処分を受けた場合

二 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2021年12月31日

ホ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7個	普通株式 3,500株	1名
社外取締役	20個	普通株式 10,000株	1名
監査役	4個	普通株式 2,000株	2名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	小 野 鉄 平	
取 締 役	長谷川 真 樹	HPC事業部長
取 締 役	関 浩 行	CTO事業部長
取 締 役	齋 藤 正 保	HPC事業部 営業統括
取 締 役	下 川 健 司	管理部長
取 締 役	新 井 一 善	CTO事業部 営業統括
取 締 役	古 屋 和 彦	
取 締 役	タ ウ レ ン	Super Micro Computer, Inc. SVP of Technology
常勤監査役	末 松 孝 規	
監 査 役	和 氣 隆	和氣税理士事務所 所長
監 査 役	一 柳 宣 男	

- (注) 1. 取締役古屋和彦氏及びタウレン氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役和氣隆氏及び一柳宣男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役和氣隆氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役古屋和彦氏、監査役和氣隆氏、一柳宣男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等を補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与、及び株式報酬から構成されております。社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場から経営を監督することをその役割とすることから固定報酬のみとしております。

取締役の固定報酬は、職責やその責任範囲に応じて決定しております。業績連動報酬である役員賞与は、業績向上に対する意識を高めるため、業績指標等を反映した金銭報酬とし、売上高・営業利益計画に対する達成率、前年実績に対する成長率及び取締役個人の課題達成に対する評価に応じて決定しております。株式報酬は、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、当社の業績、株価、及び取締役の職責、貢献度等に応じて、付与の有無、付与する株式の個数を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額については、2019年7月10日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内と決議しております。

なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は、取締役7名、監査役3名となっております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の決定は、報酬決定の透明性、客観性を確保するため、株主総会で決議された取締役報酬額の範囲内で、取締役会から諮問を受けた独立社外取締役を委員長とする任意の機関である報酬委員会の答申結果をもとに、取締役会決議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	115,628 (13,200)	96,390 (13,200)	19,238 (—)	—	7名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	13,800 (4,800)	13,800 (4,800)	—	—	3名 (2名)

(注) 1. 無報酬の社外取締役1名については、上記に含まれておりません。

2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、売上高・営業利益計画に対する達成率、前年実績に対する成長率であり、それにと取締役個人の課題達成に対する評価を考慮して決定しております。当該業績指標を選定した理由は、当社は事業拡大、企業価値向上を目指し、売上高成長率、営業利益成長率を目標とする経営指標として位置付けていることによるものであります。

なお、当事業年度を含む売上高・営業利益の推移は、下記の通りであります。

(単位：千円)

区 分	第13期 (2018年6月期)	第14期 (2019年6月期)	第15期 (2020年6月期)	第16期 (当事業年度) (2021年6月期)
売上高	4,053,088	5,395,799	4,725,289	5,828,102
営業利益	282,218	369,524	477,732	676,613

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役タウレン氏の兼職先であるSuper Micro Computer, Inc.とは、代理店契約を締結しており、当社は同社との間に製品購入等の取引があります。

監査役和氣隆氏は、和氣隆税理士事務所の所長であります、当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古 屋 和 彦	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と理学博士としての学術的知見に基づき、当社の経営に対して適宜発言を行っております。 報酬委員会の委員長として議事運営を行い、取締役等の指名、報酬について審議し、答申案をとりまとめるなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	タ ウ レ ン	当事業年度に開催された取締役会には、18回中15回出席し、コンピュータサイエンスの豊富な技術的知見に基づき、当社の経営に対して適宜発言を行っております。
社外監査役	和 氣 隆	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、会計・税務に関して適宜発言を行っております。 報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	一 柳 宣 男	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、適宜発言を行っております。 報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

③ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

当社の報酬等の額については、(5) ④取締役及び監査役の報酬等の総額等に記載のとおりであります。また、当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額はございません。

(7) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 20,500千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2018年3月15日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議をしております。その概要は、以下の通りであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
 - ロ 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
 - ハ 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
 - ニ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - ロ 管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、文書の閲覧に供する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「リスク管理規程」を制定し、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置してリスク管理を行う。全社的な対応はリスク管理委員会が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
 - ロ 各担当部門は、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティに係るリスクについて、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ハ 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
 - ニ 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制及び危機管理体制は、当社を中心としてグループ全体での整備・運用を行うこととしますが、グループ全体の業績確保のため、子会社の目標と役割分担を明確化して業務遂行にあたります。又、子会社に対し法令順守、危機管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じて内部統制システムの整備に関する助言と指導を行うものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
ロ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
イ 重要な社内会議で決議された事項
ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ハ 毎月の経営状況として重要な事項
ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ホ 重大な法令・定款違反
ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ⑧ 監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
内部通報をした者が、内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを、「内部通報制度規程」に定め周知するとともに、通報した者は、自身の人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ロ 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - ハ 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ 当社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の構築、維持により、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
 - ロ 代表取締役が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適切性を損なう危険がある行為が発見された場合には、発見された行為の内容とそれがもたらす影響の程度等について、直ちに代表取締役に報告する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ 基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている。
 - ロ 整備状況
反社会的勢力に対する基本方針を「反社会的勢力対策規程」に明記し、反社会的勢力との関係を持たず、反社会的勢力による不当な要求に応じないことを明文化している。
また、管理部を統括部門として、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合への解決を図る体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため内部監査室長が年間計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかをモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス体制

当社が定める「企業行動規範」の周知徹底を目的として、WEB研修の手法を用いて、社内研修を実施し、法令ならびに社内規程に対する遵守意識の向上を図っております。また、「内部通報制度」を整備しコンプライアンスに抵触する事例を未然に防ぐ体制をとっております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会を開催し、当社が遵守すべき法律項目の一覧、及び当社が晒されている又は晒される可能性のあるリスクの一覧について情報共有を図っております。リスクについてはその影響度合いを勘案し、重要なリスクについては、対応策等の検討を図っております。また、当社の重要事項について意思決定する際には、経営会議及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理を適切に行っております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、毎月取締役会に出席するとともに監査役会を開催しております。取締役会において、重要な意思決定に関して必要に応じて意見を述べております。また、取締役及び会計監査人と会社の重要課題やリスク等に関して定期的に意見交換を行っており、情報の共有を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,006,712	流動負債	1,286,216
現金及び預金	1,730,503	支払手形	3,563
売掛金	475,876	買掛金	199,660
電子記録債権	138,251	短期借入金	450,000
製品	6,246	一年内返済予定の長期借入金	139,496
仕掛品	105,827	未払金	27,472
原材料及び貯蔵品	311,025	未払費用	29,251
未着品	48,234	未払法人税等	167,813
前渡金	127,352	前受金	73,986
前払費用	37,315	預り金	6,624
その他	26,078	賞与引当金	96,138
固定資産	274,817	役員賞与引当金	36,000
有形固定資産	122,674	製品保証引当金	26,482
建物	43,755	その他	29,728
機械及び装置	56,032	固定負債	263,151
車両運搬具	2,648	長期借入金	263,151
工具、器具及び備品	5,538	負債合計	1,549,367
土地	14,698	(純資産の部)	
無形固定資産	26,970	株主資本	1,731,759
ソフトウェア	26,970	資本金	215,624
投資その他の資産	125,173	資本剰余金	313,624
関係会社株式	21,540	資本準備金	212,624
出資	10	その他資本剰余金	101,000
繰延税金資産	90,604	利益剰余金	1,402,635
その他	13,018	その他利益剰余金	1,402,635
		繰越利益剰余金	1,402,635
		自己株式	△200,124
		新株予約権	403
		純資産合計	1,732,162
資産合計	3,281,530	負債及び純資産合計	3,281,530

損益計算書

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,828,102
売上原価		4,022,322
売上総利益		1,805,780
販売費及び一般管理費		1,129,167
営業利益		676,613
営業外収益		
受取利息	33	
保険配当金	356	
確定拠出年金返戻金	532	
その他	209	1,131
営業外費用		
支払利息	4,408	
為替差損	6,731	
支払手数料	723	
その他	101	11,964
経常利益		665,780
特別利益		
固定資産売却益	590	590
特別損失		
固定資産除却損	60	60
税引前当期純利益		666,310
法人税、住民税及び事業税	231,271	
法人税等調整額	△12,043	219,227
当期純利益		447,082

株主資本等変動計算書

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	200,220	197,220	101,000	298,220	955,552
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	15,404	15,404		15,404	
当期純利益					447,082
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,404	15,404	—	15,404	447,082
当期末残高	215,624	212,624	101,000	313,624	1,402,635

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	955,552	—	1,453,992	1,339	1,455,331
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			30,809		30,809
当期純利益	447,082		447,082		447,082
自己株式の取得		△200,124	△200,124		△200,124
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△936	△936
当期変動額合計	447,082	△200,124	277,767	△936	276,831
当期末残高	1,402,635	△200,124	1,731,759	403	1,732,162

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 ----- 移動平均法による原価法
- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
製品・仕掛品・未着品 ----- 個別法
原材料 ----- 移動平均法
貯蔵品 ----- 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 ----- 定率法を採用しております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～32年 |
| 機械及び装置 | 3～9年 |
| 車両運搬具 | 3～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |
- ② 無形固定資産 ----- 定額法を採用しております。
但し、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 ----- 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 ----- 役員の賞与の支払に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金 ----- 製品販売後の無償補修費用の支出に備えるため、過去の発生実績等に基づき必要見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 ----- 税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度より適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

記載すべき重要な事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

イ. 担保に供している資産(帳簿価額)

建物 14,869千円

土地 14,698千円

ロ. 担保に係る債務(帳簿価額)

上記に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 296,915千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 632千円

関係会社に対する短期金銭債務 2,433千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 597千円

営業取引以外の取引 2,402千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 4,233,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 79,577株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数 普通株式 一 株

(5) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 165,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	29,437千円
製品保証引当金	8,108千円
たな卸資産評価損	25,096千円
未払費用	7,260千円
未払事業税	9,123千円
減価償却超過額	8,864千円
その他	2,713千円
繰延税金資産合計	<u>90,604千円</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものです。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の実態を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジをしております。借入金について、固定金利での調達割合を高めること等で金利の変動リスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）を参照下さい。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,730,503	1,730,503	—
(2) 売掛金	475,876	475,876	—
(3) 電子記録債権	138,251	138,251	—
資産計	2,344,631	2,344,631	—
(1) 支払手形	3,563	3,563	—
(2) 買掛金	199,660	199,660	—
(3) 短期借入金	450,000	450,000	—
(4) 未払金	27,472	27,472	—
(5) 未払費用	29,251	29,251	—
(6) 未払法人税等	167,813	167,813	—
(7) 前受金	73,986	73,986	—
(8) 預り金	6,624	6,624	—
(9) 長期借入金（1年内 返済予定分含む）	402,647	402,689	42
負債計	1,361,018	1,361,060	42

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、

(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 前受金、(8) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定分含む）

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	21,540
出資金	10

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人 主要株主	菱洋エレクトロ 株式会社	被所有 直接7.3% 間接7.0%	原材料の 仕入等	原材料の仕入	408,424	買掛金	34,220

(注1) 菱洋エレクトロ株式会社が間接保有する当社株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については菱洋エレクトロ株式会社が指図権を留保しております。

(注2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、交渉により決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	416円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	107円87銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントラインの締結)

(1) コミットメントライン契約の目的

今後の積極的な事業展開を推進していくために必要な資金需要に対して、安定的かつ機動的な資金調達体制の構築、財務基盤の一層の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結いたします。

(2) コミットメントライン契約の概要

① 契約締結先	株式会社みずほ銀行
② 借入極度額	10億円
③ 契約締結日	2021年7月30日
④ 契約期間	2年間
⑤ 資金使途	運転資金
⑥ 担保・保証	無担保・無保証

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月11日

HPCシステムズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須永 真樹 ㊦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HPCシステムズ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月18日

HPCシステムズ株式会社 監査役会

常勤監査役 末 松 孝 規 ㊟

社外監査役 和 氣 隆 ㊟

社外監査役 一 柳 宣 男 ㊟

以 上

